

給付区分	給付件数	給付金額	組合員1人 当たり給付額
そ 法 の 定 給 付 の 他			
家族弔慰金	2	164,872	
災害見舞金	7	2,042,992	
小計	1,990	135,295,239	6,252
合計	382,135	2,270,198,922	104,902

附加給付

給付区分	給付件数	給付金額	組合員1人 当たり給付額
家族療養費	206,734	247,225,451	
出産費	543	3,258,000	
配偶者出産費	293	1,758,000	
育児手当金	806	3,223,400	
埋葬料	38	386,000	
家族埋葬料	198	1,985,760	
傷病手当金	101	11,827,419	
災害見舞金	7	1,225,794	
結婚手当金	415	6,305,000	
合計	209,135	277,194,824	12,809
短期給付総計	591,270	2,547,393,746	117,711

4 長期給付事業

昭和49年度の長期給付関係の執行状況は、次のとおりである。

(1) 退職年金について

① 年金の進達件数

進達件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	通算退職年金	廃疾年金	遺族年金	計
304件	3件	1件	8件	40件	356件

② 年金額の改定

第72通常国会で成立した地方公務員等共済組合関係の改正法令が、昭和49年9月1日から施行された。

その主な内容は、次のとおりである。

ア、年金年額の増額

昭和48年度の公務員給与の改善率（15.3%）を基礎として増額改定をする。

また、昭和45年3月31日以前の退職者については、退職年次に応じ恩給年金水準と公務員給与水準との格差を是正する措置がとられた。

増額改定の時期は、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第100号）により1か月繰り上げる（9月実施）こととした。

退職年次区分による改定率は、次のとおりである。

退職の時期	改定率 %
昭和37年12月1日から昭和38年3月31日まで	19.7
昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで	19.5
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで	18.6
昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで	18.8
昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで	18.3
昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで	17.5
昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで	17.0
昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで	16.3
昭和45年4月1日から昭和48年3月31日まで	15.3

イ、その他の主な改正事項

(ア) 年金額算出の基礎給料が、退職前1年間の給料総額とする。

(イ) 教育職員の勤続加給条件の緩和

小学校→旧制中学 $> - \frac{1}{300}$ の加給
 旧制中学→小学校 $> - \frac{1}{150}$ の加給
 師範学校附属小学校 $> - \frac{1}{150}$ の加給

(ウ) 年金額について、現行の算定方式により算出した額が、通算退職年金方式により算出した額に満たない場合には、通算退職年金方式による額を保証する。

(エ) 遺族年金に扶養加給を加算する。

(オ) 70歳以上の者の年金及び妻子にかかる遺族年金について、職務加算年を算入する。

(カ) 掛金等の基礎給料の最高限度額を245,000円に引き上げる。

(2) 退職一時金について

支部が決定した退職一時金の給付概況は、次のとおりである。

退職一時金	
人数	金額
119人	27,132,538円

5 恩給及び退職手当

(1) 恩給の支給及び受給者の管理

恩給等の裁定を受けた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	0人	82人
扶助料	46	54
退隠料	1	2
遺族扶助料	0	0
計	47	138